



山形県公報

令和8年6月17日(水)

号 外 (25)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) …… 1

告 示

山形県告示第498号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和8年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2- { 2- [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類 (通称名 M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e)
- (2) 2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類 (通称名 F l u e t o n i t a z e p y n e, N-pyrrolidino-fluetonitazene)
- (3) N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン及びその塩類 (通称名 5-MeO-NiPT)

2 指定の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和8年6月18日

令和8年6月17日印刷 発行所 山形県庁
令和8年6月17日発行 発行人 山形県